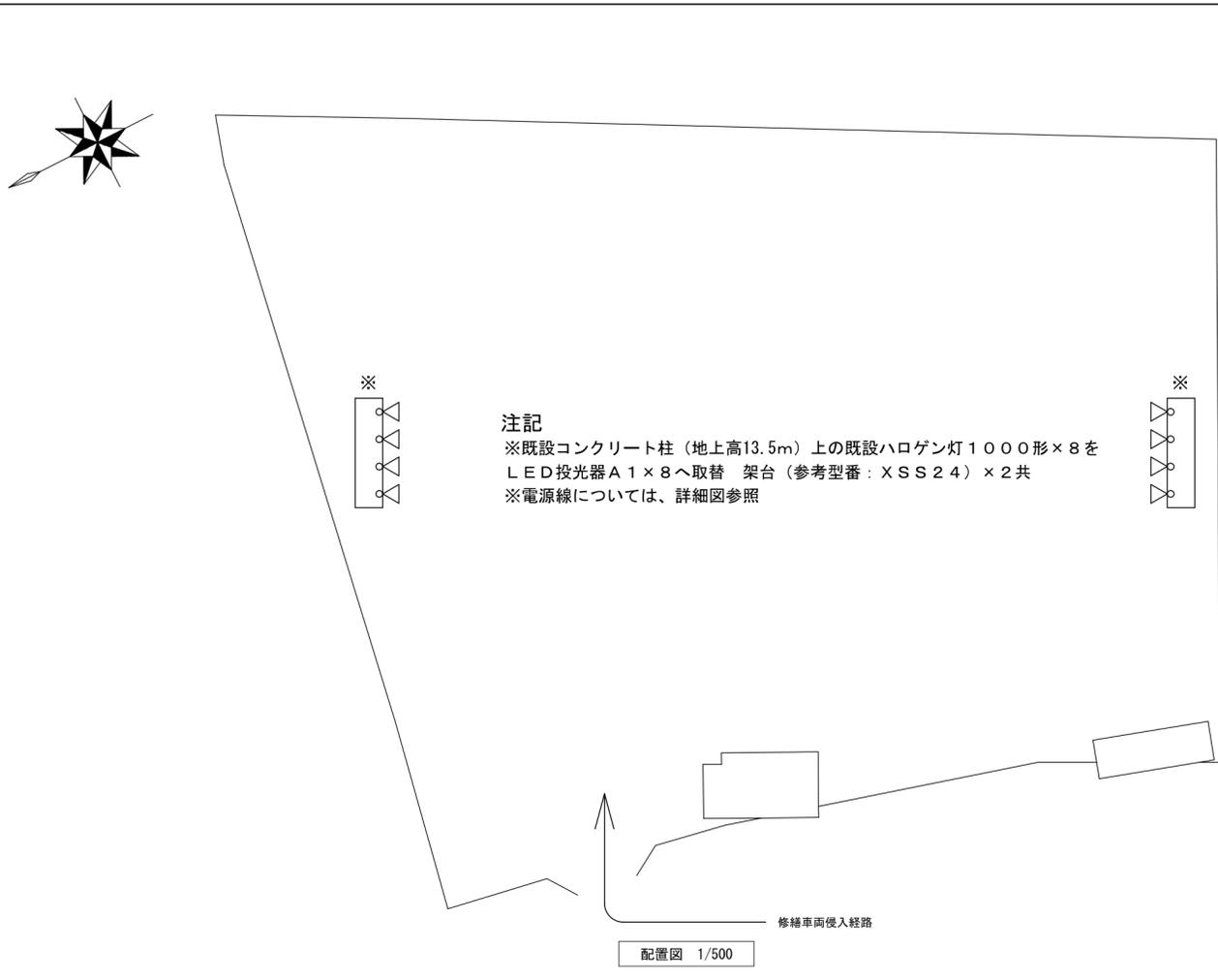


位置図

修繕箇所



配置図 1/500

修繕車両侵入経路

特記事項

(修繕概要)

- ・本修繕は、津市香良洲サッカー場における、グラウンド照明器具の取替修繕を行うものである。

(施工条件)

- ・契約締結後速やかに詳細な工程を調整の上決定すること。
- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの施設内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。
- ・修繕期間中も施設を利用するため、安全対策には十分配慮すること。なお、作業日については、施設運営に支障をきたさないよう監督員、施設管理者と打合せをし、修繕の日程を決めること。
- ・大型車両の出入りの際には誘導員を配置すること。
- ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等あれば、写真に記録しておくこと。また、修繕過程に於いて既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担に於いて速やかに復旧すると共に市監督員に報告をすること。
- ・設計書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取合いのはつり補修復旧は本修繕に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・修繕用水、電力については既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう事前に打合わせのうえ計画し施工すること。
- ・修繕用車両及び修繕関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。

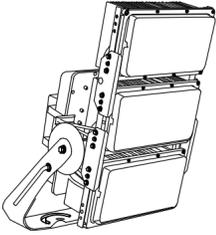
(解体撤去処分)

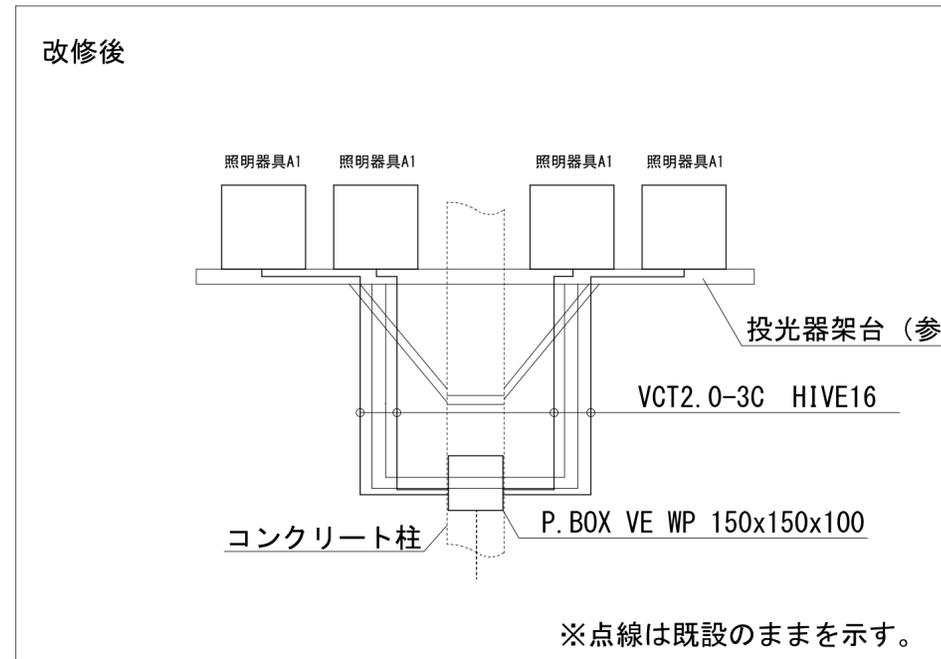
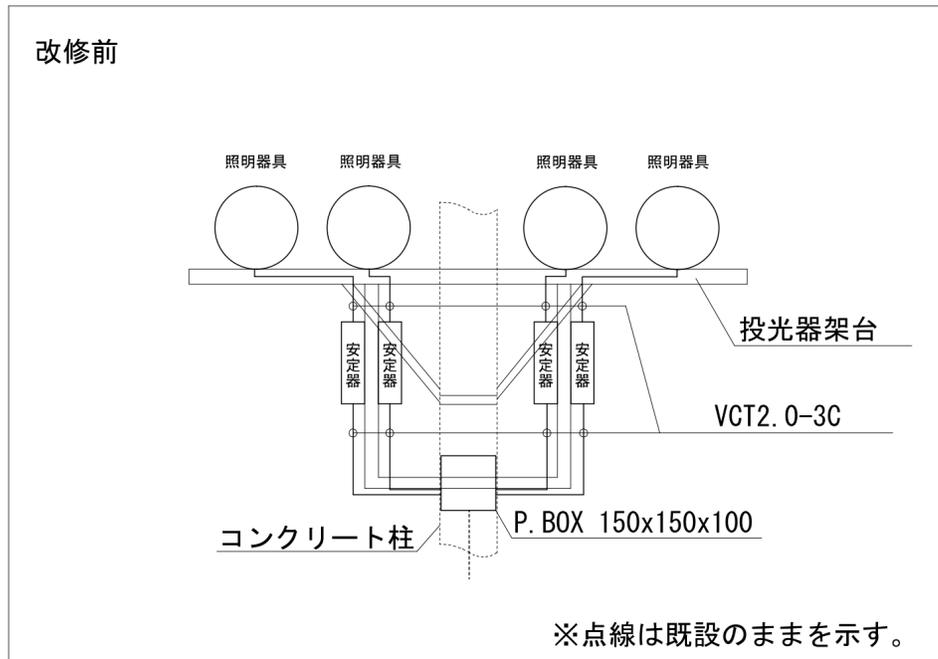
- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- ・また、修繕着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・修繕完了後、速やかに施工報告書(マニフェスト等の写しA・B2・D)を市監督員に提示すること。

(適応基準)

- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 平成31年版)
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 平成31年版)
- ・その他関係法令

津市香良洲サッカー場照明器具取替修繕		縮尺	1/500
図面名称	位置図・配置図・特記事項	原図	A2
津市建設部営繕課		No.	1/2

LED投光器 電源内蔵型 マルチハロゲン1500形相当	
記号	A1
	
参考型番 NYS12737K LF2	



詳細図

津市香良洲サッカー場照明器具取替修繕		縮尺	NS
図面名称	詳細図	原因	A 2
津市建設部 営繕課		No.	2/2